

図書館運営のあり方について

(答 申)

平成28年2月27日

河内長野市図書館協議会

目 次

| | |
|--|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 現在の管理運営形態の点検 | 1 |
| (1) 図書館設置の使命・目的の明確化 | |
| (2) サービス目標及びサービス計画の確認 | |
| 3. 指定管理者制度を検討する場合のチェック項目 | 5 |
| (1) 指定管理者制度を導入した場合、図書館設置の目的を効果的に達成できるか | |
| (2) 教育機関としての機能を維持できるか | |
| (3) 図書館固有の業務形態を維持できるか | |
| (4) 制度上の問題 | |
| (5) 設置者と管理者の関係 | |
| (6) 管理運営経費 | |
| 4. 指定管理者制度導入後のチェック項目 | 9 |
| (1) サービス目標の達成状況と自治体の総合計画策定への関与 | |
| (2) 業務日誌、月報、年間報告 | |
| (3) 業務連絡会会議録 | |
| (4) 業務の執行体制 | |
| (5) 他機関との連携・協力 | |
| (6) 利用者要望の受けとめ | |
| (7) 職員の育成等 | |
| (8) 備品等の確認 | |
| (9) 利用者の安全管理 | |
| 5. 図書館協議会意見 | 13 |
| (1) 図書館には、市直営による質の高いサービスが求められています | |
| (2) 図書館には、長期的なスパンでの継続的な運営が必要です | |
| (3) 図書館には住民の期待を反映し、充実・発展させることのできる職員の存在が不可欠です | |
| (4) 図書館には、様々な活動が期待されています | |
| (5) おわりに | |
| 6. 参考資料 | 15 |
| (1) 図書館協議会検討経過 | |
| (2) 図書館協議会委員名簿 | |
| (3) 第1回図書館協議会 資料6-1、資料6-2 | |

1. はじめに

平成27年度において、河内長野市図書館協議会は、図書館運営のあり方について河内長野市立図書館長から諮問を受け、検討を進めてきました。

まず、図書館設置の使命・目的については、ユネスコ公共図書館宣言の「公共図書館の使命」、図書館法第2条関係及び「河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針」により確認しました。

次に、図書館のサービス目標及びサービス計画については、「河内長野市立図書館の事業の実施に関する基本的な運営の方針」に基づく平成27年度の事業計画により確認しました。

続いて、指定管理者制度を導入した場合、図書館設置の目的を効果的に達成できるか、教育機関としての機能を維持できるか、サービス目標の達成状況と自治体の総合計画策定への関与、他機関との連携・協力、利用者要望の受けとめ、利用者の安全管理などのチェック項目について検討しました。

今日、公共図書館に対して、読書推進という役割に加えて、住民の生活や地域の産業に役立つ情報を提供するなど、さまざまなやり方で住民の課題解決や地域の活性化につなげる機能が求められております。

このように図書館をとりまく状況の変化、新たな課題などに対応した図書館運営のあり方について、運営主体（直営、指定管理、部分委託）を含めて今後の方向性を明確にする必要性に鑑み、現行の「河内長野市立図書館基本計画」（平成7年12月策定）、「河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針」（平成25年度策定）に基づく年度ごとの事業計画をふまえ、「図書館運営のあり方について」答申するものです。

2. 現在の管理運営形態の点検

公共図書館では、公の施設として設置の使命・目的を明確にし、目的達成のためのサービス目標とサービス計画を作成・公表することが求められています。

(1) 図書館設置の使命・目的の明確化

公共図書館の使命（ユネスコ公共図書館宣言 1994年 抜粋）

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

図書館法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

「河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針」

平成26年3月31日

河内長野市立図書館

図書館法の精神に基づき、誰もが気軽に安心して利用できる市民生活に役立つ図書館をめざして、市民の皆さんとともに積極的な図書館運営を進めるため、河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針をつぎのとおり定めます。

- ・ 図書館機能の充実を目的に児童サービスやレファレンスサービスを始めとする各種サービスの向上を図ります。
- ・ 「読書のまち河内長野」実現を目的に図書館や公民館図書室の資料を整備充実し、その利用を促進します。
- ・ 郷土歴史資料や行政資料の収集保存を進め、その普及啓発と活用を図ります。
- ・ 読書活動を推進し、子どもたちや市民の読書習慣の定着化を図ります。
- ・ 図書館を利用することで市民自らの課題が解決できるよう、図書館資料の活用を促進します。
- ・ 市民の協力を得てより良い図書館サービスを提供するため、ボランティア活動の機会、場所の提供やボランティア講座の実施に努めます。
- ・ 図書館司書及びその他の職員の資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修の実施等に努めます。
- ・ 安全で安心な図書館の読書環境を維持します。

(2) サービス目標及びサービス計画の確認

「河内長野市立図書館の事業の実施に関する基本的な運営の方針」に基づく事業計画

平成27年4月1日

河内長野市立図書館

河内長野市立図書館の事業の実施に関する基本的な運営の方針に基づき以下のとおり平成27年度の事業を計画します。また計画した事業毎の指標を選定し、これらに係る目標を設定します。

- ① 市民の資料要求に応え、さらにその要求を広め高めて行くため、良質な資料を収集・提供します。
指標…入館者数、貸出冊数
目標…入館者数 53万人
貸出冊数 100万冊
- ② 地域文庫、幼稚園・保育所及び放課後児童会等への団体貸出の利用を促進するため、資料集配送を継続実施します。
指標…配送件数、配送冊数
目標…配送件数 150件
配送冊数 5,000冊
- ③ 市民の身近な施設としてのサービス機能の充実を図るため、年始特別開館の継続実施（1月2日・3日）など利便性の向上に努めます。
指標…特別開館入館者数（2日間合計）、図書館年度間開館日数、
図書館年度間開館時間数（年度合計）
目標…特別開館入館者数（2日間合計） 1,800名
図書館年度間開館日数 331日
図書館年度間開館時間数 3,468.5時間
- ④ メールマガジンの発信やレファレンスデータベースの公開など IT を活用した図書館サービス機能の充実をすすめます。
指標…オンラインデータベース利用者数
目標…オンラインデータベース利用者数 300名
- ⑤ 市内全域への図書館サービス提供のため、図書館と公民館、自動車文庫等のネットワークの維持・継続や、全体の蔵書整備計画の策定を行います。
指標…図書館と公民館との相互貸借冊数、蔵書整備計画の策定
目標…図書館と公民館との相互貸借冊数 49,000冊
蔵書整備計画を年度末に策定
- ⑥ 郷土歴史資料の普及啓発と活用を図るため、検索ツールの整備や関連講座及び資料の展示を行うとともに保存修復を行います。
指標…開催講座数
目標…開催講座数 6講座

- ⑦ 生涯学習機会の拡大のため、他の公立図書館等との連携を一層図り、広域相互利用を実施します。
 指標…対象自治体数
 目標…対象自治体数 14自治体
- ⑧ 「河内長野市第2次子ども読書活動推進計画」(平成23年度～平成27年度)に基づき関係機関との連携を図りながら子どもの読書活動を推進します。
 指標…18歳以下登録者率
 目標…18歳以下登録者率 39% (平成24年度実績を維持)
- ⑨ 子どもたちや市民の読書活動の推進を図るため、地域、学校やボランティア等と連携し、おはなし会などを実施します。
 指標…おはなし会等開催回数、おはなし会等参加者数
 目標…おはなし会、おはなしウォッチング、クリスマス会
 合計開催回数86回 合計参加者数 690名
- ⑩ 子どもたちに絵本に親しむ機会を提供するため、学校や放課後児童会などで「えほんのひろば」の巡回展を実施します。
 指標…実施校数
 目標…幼稚園 1園、 小学校 13校、 中学校 3校
- ⑪ 図書館資料の利用を促進するため、生活に役立つ図書館講座や児童を対象とした利用者教育講座(資料の探し方等)を開催します。
 指標…開催講座数
 目標…開催講座数 5講座
- ⑫ ボランティア活動の充実を支援するため、読み聞かせボランティア講座やスキルアップ講座を実施します。
 指標…開催講座数
 目標…開催講座数 2講座
- ⑬ 市民の理解と協力を得て図書館の良好な読書環境の維持、利用マナーの向上を図ります。
 指標…マナー向上キャンペーンの実施
 目標…マナー向上キャンペーンの実施回数 2回
- ⑭ 図書館司書及びその他の職員の資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修の実施等に努めます。
 ・文部科学省主催 地区別研修(近畿)
 ・近畿公共図書館協議会主催研修
 ・大阪府教育委員会主催研修(司書セミナー)
 指標…研修(館外)数、研修参加者数、利用者の職員対応満足度
 目標…研修(館外)数 9講座
 研修参加者数 22名(延べ)
 利用者の職員対応満足度 5段階で平均4以上(図書館アンケート)

- ⑮ 危機管理マニュアルの整備、職員に対して防火訓練をはじめ AED 講習や防犯講習等を実施します。

指標…防火訓練等実施回数

目標…防火訓練等実施回数

5回

3. 指定管理者制度を検討する場合のチェック項目

点検の評価は、○「優れている・可能である」、△「条件付きで可能・判断できない・不明」、×「劣っている、難しい」とし、必要に応じてコメントをつけることとしました。

(1) 指定管理者制度を導入した場合、図書館設置の目的を効果的に達成できるか

「効果的」の内容は、単に職員構成における司書の割合が増えるとか、開館時間や日数が増えるとかだけでなく、利用者の満足度が高まるようなサービスや運営が期待できるかどうか重要なポイントとなる。

- ・設置目的の明確化：使命・目的、目標が明示されているか

市直営：ユネスコ公共図書館宣言の図書館の使命、図書館法の目的を勘案して策定した「河内長野市立図書館の事業の実施に関する基本的な運営の方針」及び事業計画に基づき運営しており、利用者アンケートによる満足度も高い。○

指定管理者：行政が制定した方針及び事業計画、総合計画に従うことが求められる。ただし、指定管理者が行政の指導下でこれらの計画の趣旨を十分理解し実施されるか不安でありチェックが必要。△

(2) 教育機関としての機能を維持できるか

「専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下に自らの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関」「教育機関の解釈について」（文部省初等中等局長回答昭和 32年6月11日）であり得るか。

市直営：図書館法第10条の規定に基づき図書館を設置し、河内長野市立図書館条例に基づき、河内長野市教育委員会が管理し、同施行規則に掲げる図書館事業を確実に行う。○

図書館は教育機関として位置づけられ、必要な職員を任命し継続的・安定的に事業を行う機関であり、他の図書館や学校等の関係機関との密接な連携協力が不可欠であるため直営が望ましい。○

図書館は教育機関であり、図書館の基本的運営方針の策定とPDCAサイクルの構築や5年ごとに改訂される子ども読書活動推進計画の策定とその進行管理、市の施策に基づく他機関との連携事業の企画・実施など、行政としての考え方が必要なものが多く含まれているため直営が望ましい。○

指定管理者：民間の指定管理者が、教育機関としての機能を維持するのは難しい。×
高度な調査相談への対応、子ども読書活動推進、障がい者サービスなどについては、指定管理者は営利目的の人員配置かつ有期契約であるため、継続的に他機関と連携し実施することは困難×

(3) 図書館固有の業務形態を維持できるか

①連携・協力が十分に行えるか

- ・ 府立図書館と市町村立図書館及び市町村立図書館間の協力
- ・ 他府県立図書館や国立国会図書館及び大学図書館や専門図書館等との協力
- ・ 同一自治体内の学校などの教育機関や、他の機関との連携協力
- ・ 自治体内の他の部局や市民団体等との連携・協力
- ・ ボランティア活動の継続

市直営：他施設との連携については、これまでも連携・協力による公的サービスを行っており、今後も拡大させていくことが期待できる。○

ボランティア等との連携・協力は、支援する側と受ける側との信頼関係が重要である。市直営においては、公共の組織として協働の観点からこれまでにボランティアの受け入れ体制が整えられている。今後も「市民のためのよりよい図書館運営」という方向で運営していけば、市民の好意的応援も継続されると思われる。○

指定管理者：館間のネットワークは指定管理者制度が導入されても可能であると考えられるが、連携・協力を手間をかける余裕がなければ、指定管理者が閉鎖的で独自の運営になってしまうことも懸念される。△

契約で他施設との連携も可能であるが、契約外に新たなサービスの拡大を期待するのは難しい。×

決められた契約期間の中でボランティアとの信頼関係が築けるか疑問。また、民間業者ということでボランティア側がどれだけ積極的に協力するか不明。△

②事業の継続性が確保できるか

- ・ 一貫した方針の下に継続した蔵書構築
- ・ 専門的知識・技術の継続的蓄積を前提とした十分な資料・情報提供サービス

市直営：蔵書構築については、直営・指定管理者とも「図書館資料収集方針」、「図書館資料除籍基準」に従って選定する。○

さらに蓄積されたノウハウと館間ネットワークを活用すれば、資料の効率的な収集が可能である。○

指定管理者：選書は図書館全体で行われるが、選書要望を出す指定管理者が短期間で替わることもあり、長期的視野に立った選書ができるか疑問。×

指定管理者が短期間で替わることで、専門的知識・技術が継続的に蓄積されず、また館間ネットワークも構築されないことから、資料の効率的な収集が期待できない。×

③中立性・公平性が確保できるか

- ・ 読書や図書館利用に関する秘密の保護
- ・ 障害者サービス、多文化サービスなど図書館利用困難者へのサービス

市直営：市直営ではこれまでも公務員としての責任と図書館職員としての倫理観による図書館利用困難者へのサービスも含めて中立・公正な立場でサービス・運営等が行われている。○

図書館は個人情報が多く集まる施設であり、個人情報の管理は重要である。

市直営の場合、公務員として守秘義務があり、個人情報は保護される。○

情報公開については、公共の立場として情報を公開する責任と義務があり、計画や評価の公表など適切に行っている。○

指定管理者：営利企業では、中立・公正よりも自社の利益を優先した選書要望をあげること考えられる。特に郷土・行政資料の収集は、指定管理者の考え方や姿勢によっては貴重な資料を喪失する危険性も考えられ、その場合取り返しがつかない。×

指定管理者制度の場合、「協定書」で規定することで、個人情報が一定程度保護されると思われるが、民間の団体であるため不安が残る。△

情報公開のうち、企業・団体の不利益となることについては、適切な情報公開が期待できない。△

④無料の原則は維持できるか

市直営：維持できる。○

指定管理者：どの運営形態であろうと、図書館法による無料の原則は守らなければならない。営利企業では、何らかの方法で利益を上げなければならず、指定管理料内で利益を求めれば、施設や設備の維持管理、人件費等にしわ寄せが出る等不適切なものになると考えられる。予算の執行においては、ある程度自由があり、開館日増等の積極的な提案があると考えられる。しかし、仕事をするほど経費がかさみ、限られた予算の中では、職員の負担が大きくなることが予想され、かえってサービスの低下が懸念される。△

(4) 制度上の問題

①指定の手続き

選定基準に盛り込まれることが望ましいとされる以下のことが遵守されているか

- ・住民の平等利用が確保されること
- ・事業計画の内容が、施設の効果を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること
- ・事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること

市直営：市が事業計画を策定し直接管理する場合は、単独の指揮系統により継続して職員一丸となった図書館サービスを展開できる。経費については、本市の職員構成では、民間企業の見積よりも経費が少なく効果的に運営できている。

○

指定管理者：図書館サービスを行える民間企業が少なく、入札（公募）のメリットがない。×

②業務範囲の限定

- ・館長業務以外の業務の管理代行の場合、偽装された請負契約や労働者派遣のおそれはないか
- ・地域館や分館などの管理代行の場合、図書館システムの構築や充実につながるか
- ・複合施設の場合、相乗効果が得られるか。施設ごとに管理者が異なった場合、不都合が生じないか。

市直営：河内長野市立図書館では、月2日の閉館日、年末や年始特別開館以外、毎日午前9時30分から午後8時まで開館するため、様々なシフトの正職員・非常勤嘱託職員・アルバイト職員を一本の指揮系統でまとめ、統一的な図書館サービスを実現している。○

指定管理者：指定管理者が参入し指揮系統が二重になると、現場の混乱を招く。計画を策定する市と計画を実施する指定管理者が情報を共有し、さらに偽装請負にならないよう市の計画に則した指示を徹底するのは大変困難である。×

③指定期間の設定

- ・図書館事業の安定性、継続性、発展性は確保できるか
- ・中長期のサービス計画の立案は可能か
- ・資料構築はできるか

市直営：市直営の場合、市民の利用に供するため、安定的、継続的、発展的に中長期のサービス計画を立案し資料を構築できる。○

指定管理者：指定管理者は有期の契約であり中長期のサービス計画の立案は難しい。
×

営利を目的とした指定管理者の場合、市民の利用に則した資料の収集・構築が中長期にわたり実行されるか不明。△

④指定管理者となる団体の性格及び能力

- ・団体設立の使命が、図書館の使命を助長するものであるか
- ・図書館の専門性を維持・発展できる能力を持った職員を継続的に確保できるか

指定管理者：指定管理者となる団体が持つノウハウは利益優先を原則とするため、市民の資料の利用に供する図書館の使命の助長は難しい。×

(5) 設置者と管理者の関係

①責任の問題

- ・設置者は、指定管理者の管理運営を評価する能力を確保できるか
- ・利用者や住民の意見や要望がたらいまわしにされないか

市直営：設置者として管理監督する市職員の資質（図書館運営に関する専門性や運営をチェックできるだけの専門性）の確保が課題となる△

図書館職員が現場を離れば、市民のニーズからかい離していき、効果的に指定管理者を評価できるか疑問△

指定管理者：市と指定管理者の二者が関わることで、利用者の意見や要望への対応について、責任の所在が不明確になることが考えられる。△

②設置者と管理者の意思疎通は十分に行えるか

指定管理者：設置者である市から管理者である指定管理者に対し、偽装請負となつてはならず、現場では直接指示できない関係である。業務マニュアルや危機管理マニュアルを共有し、指定管理者代表との定例会議を十分に行ったとしても、市民の利用を目標に掲げる市と利益優先の指定管理者との間で、十分な意思疎通が行えるか疑問×

③管理者が複数（例中央図書館が直営で分館が指定管理者あるいは複数の分館が複数の指定管理者）になった場合、図書館システムとして統一した図書館運営に支障をきたさないか。

市直営：図書館システムについては、8公民館図書室を含めて効果的に共同で運営している。○

指定管理者：市と指定管理者の二者が関わることで、責任の所在が不明確になり図書館システムとして統一した図書館運営に支障をきたすことが考えられる。△

(6) 管理運営経費

- ・職員のモチベーションを維持できる十分な運営経費が確保されているか。
- ・職員のモチベーションを上げるためには、安心して腰を落ち着けて仕事ができるように処遇することが必要と考えられる。そのために必要な経費の確保は欠かせない。

市直営：河内長野市の図書館サービスは全国的にも質の高いものであり、図書館職員が一致団結して努力してきた成果である。河内長野市では正職員の人数はピーク時18名であったが、現在11名となっており、7名分が非常勤嘱託職員及びアルバイト職員へ移行している。これ以上正職員数が削減されると業務とのバランスが崩れサービスの低下を招く恐れがある。△

指定管理者：指定管理者そのものが替わることがあるので、不安定な職場となり、モチベーションを保てる安定した雇用の場とは言えず、長期にわたる計画的な人材の育成も難しい。×

営利を目的とした人員配置・処遇により、指定管理者の業務に必要な人員が確保されず、本来指定管理者が担うべき業務の一部が行政へ押し付けられ、結果として市民サービスの著しい低下が懸念される。×

4. 指定管理者制度導入後のチェック項目

指定管理者制度適用後、経費の縮減だけでなく図書館サービスの向上がどのように図られたかを客観的な視点で評価を行う必要がある。その内容は、当然、議会、住民、利用者に公開されることが重要である。また、それぞれからの意見を募ることも必要である。指定管理者制度の導入後の検討にあたっては、以下の項目についての検討が必要である。

(1) サービス目標の達成状況と自治体の総合計画策定への関与

① サービス目標の達成

- ・導入の際の目的やサービス目標がどの程度達成されたか
- ・市議会への報告、市議会から要望がどの程度実現できたか

市直営：運営方針に基づく事業計画を毎年度策定し、図書館の自己点検評価及び図書館協議会からの評価を公表している。○

行政機関との連携においては、直営の場合、これまでに築いたネットワークもあり、行政、議員への情報提供はスムーズに行え、公平性も保たれる。○

指定管理者：指定管理者が自らサービス目標を設定する場合は、市民のための目標となるか不明。結果については、指定管理者に不利になる内容は公表されない可能性がある。△

「指定管理業務仕様書」に規定することで、一定程度は外部の評価を受けることになるが、管理者の対応は市民よりも行政の方に目が向くのではないかと考えられる。△

図書館の評価・指導は、行政が直接図書館を運営していればこそ可能であるが、指定管理者制度導入等により運営経験がなくなれば、次第に難しくなる。△

指定管理者の場合、市議会に対し独自の情報提供ができるかもしれないが、企業利益の誘導につながることも考えられ、公平性の面で不安がある。△

② 総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）等図書館政策への指定管理者の関与

- ・基本計画など自治体の図書館政策へ指定管理者がどのような方法、内容で関与したか。また、その政策への図書館サービスの実態が反映されたものとなっているか
- ・指定管理者が図書館のサービス計画策定に関与しているか

市直営：長期的視野に立ち、市の総合計画に則った執行ができる。○

指定管理者：指定管理者は、行政から運営を委託されるだけであるので、総合計画に反映させるのは難しい。×

(2) 業務日誌、月報、年間報告

- ・利用者からの要望、苦情などが必要十分に、客観的にまた正確に記録されているか
- ・コンピュータ操作、施設・設備等の維持など業務でのトラブルが記録されているか
- ・レファレンスなど自治体の図書館経営に必要な業務について記録されているか

市直営：業務日誌、要望苦情、業務上のトラブル、レファレンス等について正確に記録し、保存年限に応じて保存し、情報を共有して改善に向け活用している。○

指定管理者：市と指定管理者の二者が関わることで、トラブルについて責任の所在が不明確になり、改善に向けた記録が正しくなされないことが考えられる。△

指定管理者そのものが替わることがあるので、経験の蓄積が困難。×

(3) 業務連絡会会議録

- ・自治体担当者との会議録が作成されているか
- ・会議の回数、会議内容、出席者など必要事項が記載されているか
市直営：上記の内容を文書で作成し、記録している。○
指定管理者：指定管理者そのものが替わることがあるので、経験の蓄積が困難。×

(4) 業務の執行体制

安定的な図書館サービスを実現するためには、労働環境を整えることが必要である。

- ・自治体担当からの業務への指示・命令の有無及び内容
- ・業務分担表、窓口業務のシフト表、職員の勤務実態が記録されているか
- ・業務責任者の勤務実態が記録されているか
市直営：上記の内容を文書で作成し、記録している。○

図書館は、次のように業務や組織の分割が困難であることも特徴の一つである。学校の教育方針が各学年学級の経営に反映し、各学年学級の状況が教育方針のもと学校運営に反映されるのと同様に、図書館のカウンター業務において直接得た個人・団体利用者のニーズが図書館の資料収集方針のもと、蔵書構築に反映され、一貫した組織活動が図書館運営に効果的に反映される。

○

指定管理者：市と指定管理者の二者が関わることで、業務の執行体制について責任の所在が不明確になり、業務が的確に執行されないことが考えられる。△

指定管理者そのものが替わることがあるので、経験の蓄積が困難。×

(5) 他機関との連携・協力

- ・学校、幼稚園、保育園、病院などへのサービス実績・内容が記録されているか
- ・府県立図書館と市区町村立図書館及び市区町村立図書館間との協力業務の実績・内容が記録されているか
- ・その他の図書館との協力業務も実績・内容
市直営：上記の内容を文書で作成し、記録している。○

指定管理者：指定管理者そのものが替わることがあるので、経験の蓄積が困難。×

(6) 利用者要望の受けとめ

- ・図書館広報の発行の有無、回数、内容はどのようになっているか
- ・投書、図書館協議会の有無・回数・内容、利用者懇談会の有無・回数・内容はどのようになっているか

市直営：市広報への掲載、図書館だよりの作成、市ホームページへの掲載など適宜行っている。○

毎年図書館協議会においてご意見をいただくとともに、ボランティア団体ほか関係団体との意見交換を適宜行っている。また、図書館では利用者アンケートを行い結果を公表し、必要に応じて改善に向け活用している。○

指定管理者：PR活動については、民間の知恵を活用して充実した内容も期待されるが、人員の配置によっては効果が少ないことも考えられる。利用者アンケートについても指定管理者に不利な内容は公表されない可能性がある。△

指定管理者が諮問機関（図書館協議会）の意見を図書館運営に効果的、迅速に反映できるか不明△

（7）職員の育成等

図書館サービスは職員によって実現されるので、職員の育成は重要である。

- ・ 就労前研修の内容、時間はどのようになっているか
- ・ 就労後の職場内研修・職場外研修の内容、回数、時間はどのようになっているか
- ・ 司書有資格者名簿及び司書率はどのようになっているか

市直営：就労前研修については、1日（7時間）かけて、接遇研修を含め実施。○
運営方針に基づく事業計画を実行するには、管理運営能力を持つ正職員が必要。研修についても、引き続き積極的に参加する機会を与えることで職員のスキルアップを図り、サービスの向上に努めている。○

指定管理者：指定管理者そのものが替わることがあるので、経験の蓄積が困難。×

（8）備品等の確認

- ・ 備品の破損などについて、自治体と指定管理者との協定ではどの様になっているか
- ・ CDなどの図書館資料の不明、汚損・破損について、協定ではどのようになっているか

市直営：図書館資料の不明、汚損・破損については、図書館条例施行規則及び同施行規則の運用に関する要領に基づき、督促し、損害の賠償を求めている。○

指定管理者：資料の紛失については極力減らすよう努力するはずであるが、監視強化は逆にサービス低下（借りにくい雰囲気）につながることで、「トラブルのない運営をしなければ」という保身意識が先に立つとうやむやにされることも考えられる。△

（9）利用者の安全管理

- ・ 利用者の安全管理について、自治体と指定管理者との協定ではどのようになっているか

市直営：図書館利用者の安全安心が図られるよう、図書館危機管理マニュアル、これに基づく始業・終業点検、消防計画、市危機管理課作成の「風水害対策実務マニュアル」や教育委員会事務局作成の「教育委員会事務局職員防災配置マニュアル」並びに事業継続計画（BCP）などの上位の危機管理関係計画を周知し、随時訓練を行うなど利用者の安全管理に努めている。○

指定管理者：市と指定管理者の二者が関わることで、危機管理について責任の所在が不明確になり、判断に時間と手間がかかることが考えられる。△

5. 図書館協議会意見

以上、2. 現在の管理運営形態の点検、3. 指定管理者制度を検討する場合のチェック項目、4. 指定管理者制度導入後のチェック項目について点検、検討しました結果、図書館協議会では「図書館運営のあり方について」次のとおり答申します。

(1) 図書館には、市直営による質の高いサービスが求められています

平成27年5月に河内長野市立図書館が実施した来館者への図書館アンケート（回答者数1,103人）結果によると、「図書・資料の充実度」については約8割、「職員の対応」では9割強、「開館時間・日数」では約9割が満足と回答しています。

また図書館運営の主体として市直営と指定管理者制度のどちらがよいと思うかという質問には、約6割が「直営の方がよい」とし、その理由としては「図書館サービスにはノウハウの蓄積など継続性が必要だから」「市直営の方が安心だから」をあげるなど、現状の市直営に対して市民の大きな信頼がよせられています。

図書館の利用状況をみると、河内長野市の人口一人当たりの貸出冊数は10.8と人口10万人規模の自治体ではトップレベルであり、経費については指定管理者の見積より市直営の方が低いという結果が出ています。

指定管理者制度を導入しても、本市並びに利用者の期待するようなサービス効果は期待できません。

こうした結果を踏まえ、図書館協議会では、河内長野市の図書館の管理運営は市直営で行う方が効果的であり、市民の要求にかなうものと判断します。

(2) 図書館には、長期的なスパンでの継続的な運営が必要です

図書館は運営方針・事業計画・蔵書構成など長期的なスパンで継続的に運営していく必要があります。例えば、郷土資料の収集活用、児童サービスにおける読み聞かせなども技術の習得や経験の積み重ねが必要です。

指定管理者制度を導入した場合、3年・5年周期で業者が替わるため、長期的な視野にたった運営が危ぶまれる、日常業務において、指示命令系統が二重になり混乱をまねく可能性が大きい、職員の入れ替わりが激しく、必要な人員の確保が困難になりがちである、地域や市民との連携が弱くなる、安全安心への配慮や窓口の苦情に対応できない懸念があるなどの問題が予測されます。

以上、図書館の性格、使命などを考えあわせると、市が責任を持って直営で図書館サービスを実施する事が最良と判断します。

(3) 図書館には住民の期待を反映し、充実・発展させることのできる職員の存在が不可欠です

今後、人口減少がすすむ中であっても、まちづくりの担い手、ボランティア、働き手を河内長野市に呼びこむにあたり、さらに図書館の役割は重要です。

平成27年10月に発表された『河内長野市の「都市ブランド」に関するアンケート調査結果報告書』※によると、「あなたが友人に河内長野市のことを紹介する、またはおすすめるとしたら、教育の分野について具体的に紹介したい、おすすめるしたいと思うものはなんですか」との問いに対し、最も多く36.6%の方が「蔵書数が多い図書館（キックス）」と答えています。

「教育立市」「読書のまち河内長野」を目指している本市において、図書館は欠かせない施設、その施設には地域や図書館について長年の経験と知識に基づく長期的展望をもち、住民の期待を反映し、充実・発展させることのできる職員の存在が不可欠です。

※河内長野市総合政策部都市魅力戦略課が、「(仮称)河内長野市ブランド推進プラン」の策定に向けて、本市に5年以上在住した20歳から49歳までの方で、2014年8月1日から2015年5月31日の間に国内へ転出した方を対象に、本市の都市ブランドとして「ふさわしい魅力とは何か」、「定住意向につながる魅力とは何か」等について検証を行うため実施したアンケート調査の報告書

(4) 図書館には、様々な活動が期待されています

これからの図書館には、市直営であるからこそ可能な乳幼児健康診査での保護者への啓発、公民館や「あいつく」(子ども・子育て総合センター)と連携したさらに積極的な取組が期待されます。また、学校段階が進むにつれ子どもたちの読書離れが進む傾向があり、特に中学生への読書推進が課題となっている今こそ、学校の先生方や学校図書館などと連携し、市民との協働による児童向け・ヤング向けのブックトーク、リストの作成などの広報や活動により教育に資することが期待されています。

また、平成28年4月1日に適用されるいわゆる障害者差別解消法の趣旨をふまえ、合理的配慮の提供や必要な環境整備を通じて、図書館利用における障がい者差別の解消に向け、図書館と図書館職員が利用者と手を携えて取り組むことが求められています。

以上のほか、地域振興も視野に入れた課題解決型図書館としての情報発信や資料提供、各種講座の実施や、高度情報化に合わせた図書館サービスの充実が求められています。

(5) おわりに

現在、河内長野市が同一人口規模の自治体では全国的に見て高いレベルの図書館サービスを提供できているのは、市民と職員双方による長期的な視野にたった図書館運営の成果といえます。よって、本協議会では、市直営のメリットが活かされている河内長野市においては、図書館への指定管理者制度の導入は必要ないものと判断します。

図書館長には、本答申の趣旨を十分にご理解のうえ、適切に対応されますようお願いいたします。

6. 参考資料

(1) 図書館協議会検討経過

第一回図書館協議会 平成27年6月27日

- ・「図書館運営のあり方について」諮問

第二回図書館協議会 平成27年9月26日

- ・図書館アンケートの結果について (河内長野市立図書館ホームページに掲載)
- ・図書館の使命並びに目的の確認
- ・図書館を取り巻く社会の潮流、本市及び他自治体における図書館の状況

第三回図書館協議会 平成27年12月5日

- ・答申案の検討

第四回図書館協議会 平成28年2月27日

- ・「図書館運営のあり方について」答申

(2) 図書館協議会委員名簿

| 役職 | 氏名 | 所属 | 区分 |
|-----|-------|-----------------------|-------------------|
| 会長 | 佐藤 敏江 | 元大阪府立図書館 | 学識経験者 |
| 副会長 | 今木 秀和 | 大阪府立国際会議場評価委員 | 学識経験者 |
| 委員 | 小山 克年 | 桃山学院大学 | 学識経験者 |
| 委員 | 岸 勝彦 | 小・中学校長会 天見小学校長 | 学校教育関係者 |
| 委員 | 中平久美子 | 市地域女性団体協議会 | 社会教育関係者 |
| 委員 | 溝端 秀幸 | 市社会福祉協議会 | 社会教育関係者 |
| 委員 | 三根 ゆみ | 市青少年健全育成協議会 | 社会教育関係者 |
| 委員 | 浅尾 千草 | 河内長野子どもと本の連絡会 | 社会教育関係者 |
| 委員 | 谷山 克也 | 市PTA連絡協議会 長野小学校PTA | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 委員 | 奥野 和子 | 個人 | 公募 |

任期(平成27年6月1日～平成29年5月31日の2年間)

河内長野市立図書館条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書その他必要な資料を市民等の利用に供するため、本市に次の図書館を設置する。

- (1) 名称 河内長野市立図書館
- (2) 位置 河内長野市昭栄町7番1号

(管理)

第2条 河内長野市立図書館は、河内長野市教育委員会が管理する。

河内長野市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河内長野市立図書館条例(昭和42年河内長野市条例第17号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書館事業)

第2条 河内長野市立図書館(以下「図書館」という。)は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 図書館資料(以下「資料」という。)の収集、整理、貸出し及び保存事業
- (2) 読書相談並びに調査及び研究の援助事業
- (3) 自動車文庫の巡回事業
- (4) 公民館図書室との連携事業
- (5) 他の図書館との相互協力事業
- (6) 読書会、資料展示会等の開催及び奨励事業
- (7) 視覚障害者等への読書活動の援助事業
- (8) 館報その他資料の発行事業
- (9) 学校図書館、社会教育施設等との連絡及び協力事業
- (10) 地域文庫等への援助及び協力事業
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事業

図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

社会教育法 昭和24年6月10日 法律第207号

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒

をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

(昭二八法二一一・昭三四法一五八・平一一法八七・平一三法一〇六・平二〇法五九・一部改正)

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

文字・活字文化振興法

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例

(秘密保持義務)

第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、河内長野市個人情報保護条例(平成9年河内長野市条例第3号)第10条に規定する協定を遵守し個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

地方公務員法 昭和25年12月13日 法律第261号

(サービスの根本基準)

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人或は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域)外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。)、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

(昭二九法一五六・昭三一法一四八・平一五法一一九・一部改正)

(争議行為等の禁止)

第三十七条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

図書館の自由に関する宣言

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であつて、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

日本国憲法

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- ① 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）抜粋

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日
文部科学大臣 田中眞紀子

第一 総則**一 趣旨**

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域のかつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を

促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多

様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

